

～住宅用火災警報器に関するお知らせ～

住宅用火災警報器の設置は、住宅火災での逃げ遅れを防ぐことが第一の目的です。
この警報器は、火災初期に煙を感知して、火災の発生を音で知らせます。

設置義務化以降、住宅火災は大幅に減少し、死者の発生は50%減少、
焼損床面積は50%減少、損害額は40%減少し、効果が確認されています。

火災により、命や財産の被害という辛い経験をされないためにも、
住宅用火災警報器の設置、点検・交換をしましょう。



なお、共同住宅にお住まいの場合は、自動火災報知設備が設置されていれば住宅用火災警報器の
設置は不要です。天井面に感知器が設置されているかの確認をお願いします。

◎ 小田原市設置率：74.1%（全国84.3%）（令和5年6月1日現在）

設置が必要な場所

【義務化】既存：平成23年6月1日～ 新築：平成18年6月1日～

- 煙感知器 …… 寝室、階段（義務）
 - 熱感知器 …… 台所（任意）
- 煙感知器
- <例1> 1階だけに寝室がある → 1階の寝室
<例2> 2階に寝室がある → 2階の寝室と階段上
<例3> 1階と2階に寝室がある → 1・2階の寝室と階段上
- ※ 詳細は裏面へ

寝室は義務だよ！
煙感知器をつけてね！

台所は義務じゃないけど、
火災が多く発生しているから、
つけたほうがいいね！

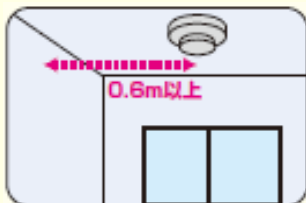
階段の設置場所は
寝室のある階によって決まるよ！
煙は階段から上の階に広がるよ。
煙感知器をつけてね！
詳しくは裏面を見てね！



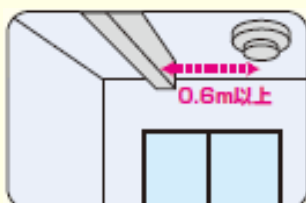
台所（任意）の場合
煙感知器の方が早く
気付けるよ。
熱感知器は約65℃で
作動するんだって！

設置する時の注意点

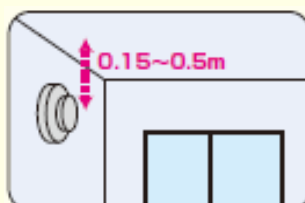
- 壁面や梁から住警器の中心を60cm以上離します。
- エアコンなどの吹き出しから住警器の中心を1.5m以上離します。



中心を壁から0.6m以上離す。



梁より0.6m以上離す。



天井から0.15～0.5mの位置に
取付ける。



エアコンがある場合、吹き出し口
より1.5m以上離す。

購入できる場所

- ※ 電気店、ホームセンター、防災業者、ガス業者などで取扱いがあります。
- ※ 小田原市消火器普及会（市内防災業者）でも購入や取付け（有料）ができます。

小田原市消火器普及会

・大東綜合防災株式会社
Tel. 0465-22-3343

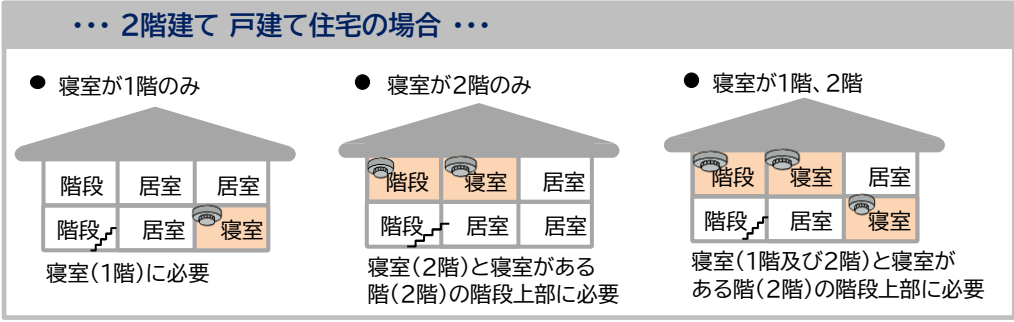
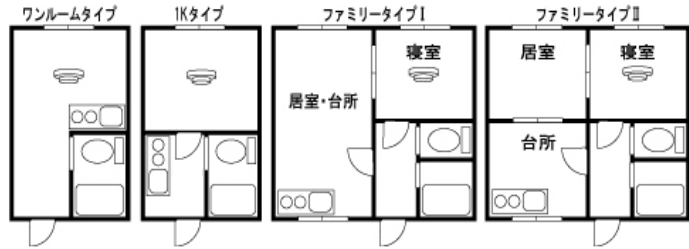
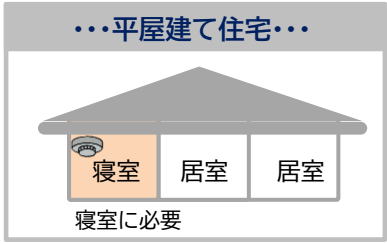
・相日防災株式会社
Tel. 0465-44-3512

・株式会社odabou
Tel. 0465-22-6819

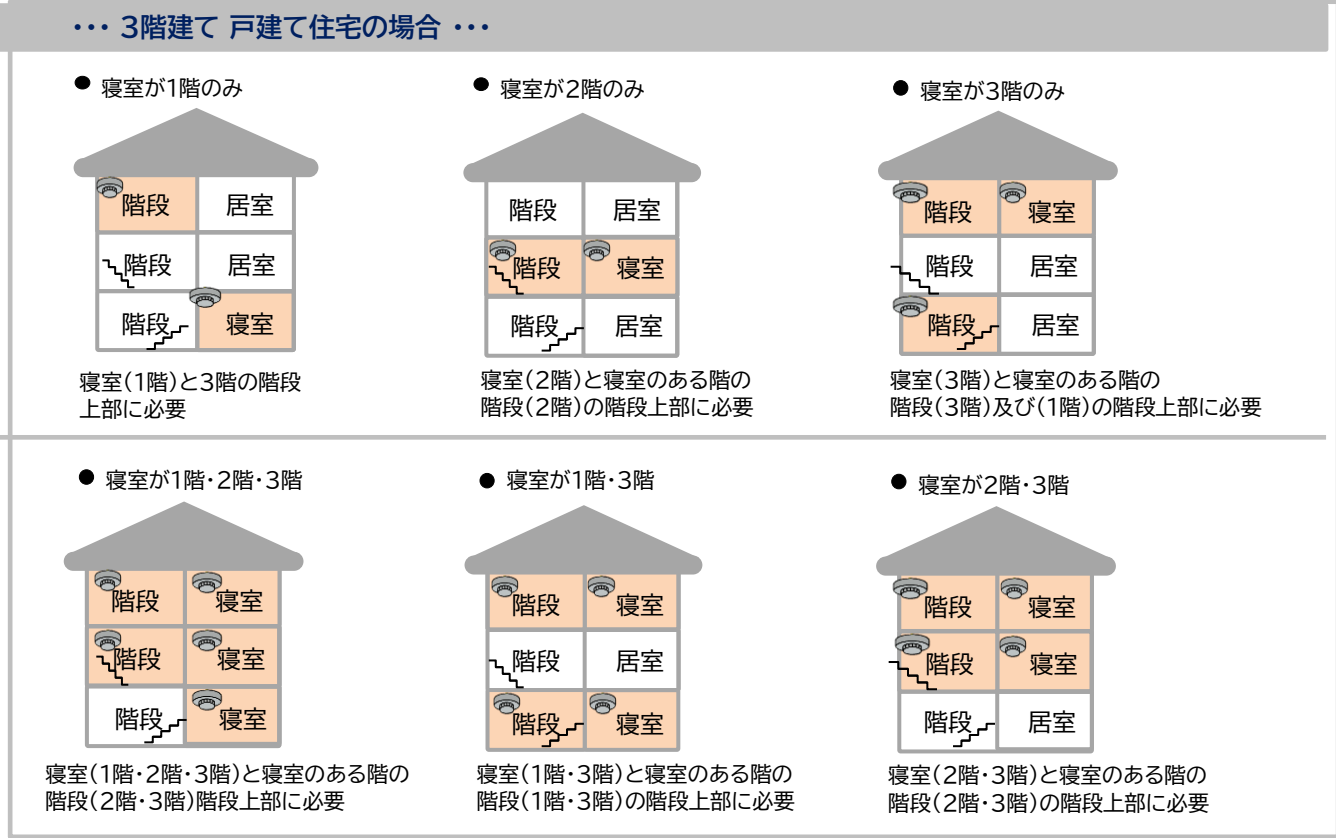
設置が必要な場所

《共同住宅の場合》

※ 自動火災報知設備の感知器が設置されていない場合は、図のように設置します。
 ※ 自動火災報知設備の感知器が設置されている場合は、設置の必要はありません。



疑問な点は、
 予防課予防係に
 問い合わせください。
 0465-49-4427
 (直通)



10年たったら、
 とりカエル。
 お宅の火災警報器の話です。



電池式住宅用火災警報器のバッテリーの寿命は約10年です。
 日頃から点検して、電池切れの場合は取り替えましょう！
 自宅や身近な方の確認をお願いします。



設置が必要な場所や取付け位置など、ご不明な点は、お問い合わせください。
 消防本部 予防課 予防係 0465-49-4427(直通)